

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付事業

1 目的

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯を支援するため、令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

2 概要

- (1) 低所得のひとり親世帯及びその他の低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円を支給する。
- (2) 申請不要の支給対象者へは、令和5年5月30日支給予定。
- (3) 申請が必要な支給対象者は、令和5年6月下旬より申請受付を開始し、審査後に順次支給予定。

3 制度について

(1) 支給対象者

【ひとり親世帯】

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給世帯（申請不要）
- ② 公的年金を受給していることにより、児童扶養手当を受給していない世帯（要申請）
- ③ 上記以外で食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当受給相当の収入となった世帯（要申請）

【その他世帯】

- ① 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を受給した世帯（申請不要）
- ② ①以外で、食費等の物価高騰の影響を受けて、家計が急変し、市民税均等割が非課税相当となった世帯（要申請）

(2) 対象児童

- ① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳まで）
- ② その他世帯は令和6年2月29日までに生まれた新生児も対象
- ③ 支給想定児童数 1,800人
(ひとり親世帯1,000人、その他世帯800人)

4 申請について

子育て支援課窓口に申請することとし、申請期限は令和6年2月29日(木)までとします。(令和6年2月生まれの新生児に対する申請は令和6年3月15日(金)まで)

5 令和5年度予算措置

- ① 92,116千円(事業費90,000千円、事務費2,116千円)
- ② 補正予算 専決処分 令和5年4月20日

〈問合せ先〉 館林市役所 子育て支援課 子育て支援係 (1階12番窓口)
0276-47-5135 (直通)